

# 船橋市住居表示に関する条例

## ○船橋市住居表示に関する条例

昭和39年10月7日  
条例第38号

### 船橋市住居表示に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第4条及び第8条第2項の規定に基づき、住居の表示に関して必要な事項を定める。

(街区符号)

第2条 市長は、街区符号をつけ、又は変更する場合は、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人及び関係行政機関に通知しなければならない。

(住居番号)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物（以下「建物等」という。）として、市長が別に定めたものを新築した者は、ただちに市長にその旨届出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物等の所有者、管理者又は占有者は、当該建物等に住居番号をつけ、又は従来住居番号を変更し、若しくは廃止する必要があるときは、市長に届出なければならない。

3 市長は、第1項及び前項の届出があったとき、若しくは関係人、関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき又は実態調査等により住居番号をつけ、若しくは変更、廃止する必要があるときは、ただちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、住居番号をつけ、変更し、又は廃止したときは、ただちに関係人及び関係行政機関に通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第4条 建物等の所有者、管理者又は占有者は、次の各号の定めるところにより、それぞれ住居番号の表示板を通行人から見やすい場所に掲示しておかななければならない。ただし、市長が別に定める場合には、この限りでない。

(1) 当該建物等の主要な出入口が道路に接している場合には、当該出入口附近

(2) 当該建物等の主要な出入口が道路から離れている場合には、当該建物等から道路への主要な通路が道路に接する附近

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、住居表示に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。